

基本・実施設計業務委託特記事項

1 特記事項の適用

本基本・実施設計業務委託特記事項（以下「特記事項」という。）で、印及び印の付いた項目については、印の付いた項目を適用する。また、特記事項に記載されていない事項は、「設計業務委託仕様書」による。

1. 1 件 名 (仮称)金井・薬師子どもクラブ新築工事基本・実施設計業務委託

1. 2 履 行 場 所 町田市金井二丁目6番地2、4、5

1. 3 履 行 期 間 履行開始日から2027年1月29日

1. 4 委託業務内容

設計の概要（設計委託に当たり想定する内容）

・子どもクラブ（児童福祉施設）の新築

・敷地概要：敷地面積 1350.38㎡

第一種低層住居専用地域(450.23㎡:建ぺい率40%、容積率80%)

第一種高度地区 22条地域

第二種中高層住居専用地域(900.15㎡:建ぺい率50%、容積率100%)

3.1m第一種高度地区 準防火地域

・計画建物：鉄筋コンクリート造、平屋建、延べ面積500㎡未満

上記に伴う電気設備、機械設備（給排水衛生設備、空気調和設備）、

外構の設計

福祉・厚生施設第1類 約500㎡

用途 単一用途 複数用途

構造的な区分の可否 可能 不可能

難易度による補正の有無

[総合] あり なし

[構造] あり なし

[設備] あり なし

・設計趣旨や要求諸室、設備については、別添の基本・実施設計留意事項を参照すること。

・地質調査については別途とする。

・建築基準関係規定やその他法令を遵守し、設計に必要な手続きを行うこと。

・計画通知提出前に事業主管課及び監督員に対して、計画内容の説明をすること。

・実施設計において、工事費概算書は2026年5月末までに提出すること。

・実施設計において、実施設計図、設備設計計算書および構造計算書は、2026年6月末までに提出すること。

の調整期間を確保するものとする。

予定工事費

.....本業務委託で概算工事費の積算を行うものとする。.....

本業務において想定する標準設計業務人・時間数（追加業務を除く）

.....105.5人・時間（参考）.....

建設予定工期

.....2027年9月から2029年2月まで.....

1. 5 建築基準法に基づく計画通知の要否

■計画通知(建築物)必要（別記による）

代表となる設計者（ 受託者 工事主管課長 ）

計画通知の申請予定日2026年12月中旬予定.....

計画通知の手数料の納付（ 委託料に含む 委託料に含まない ）

計画通知の申請先（予定）.....町田市都市づくり部建築開発審査課.....

※省エネ適合性判定及び構造適合性判定については別記による。.....

1. 6 委託業務従事者の資格要件

■ 電気設備

建築士法（昭和25年法律第202号）による建築設備士

■ 空気調和設備

建築士法（昭和25年法律第202号）による建築設備士

■ 給排水衛生設備

建築士法（昭和25年法律第202号）による建築設備士

2 基本設計業務の内容

基本設計業務の内容は、下表に掲げる業務内容に基づきアからオとする。
また、設計成果物は、別表1のとおりとする。

項 目		業 務 内 容
(1) 設計条件等の整理	① 条件整理	耐震性能・設備機能の水準など、監督員から提示される様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	② 設計条件変更等の場合の協議	監督員から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合、内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、監督員に説明を求め又は監督員と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	① 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	② 建築確認申請に係る関係機関との打ち合わせ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打ち合わせを行う。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打ち合わせ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打ち合わせを行う。
(4) 基本設計方針の策定	① 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	② 基本設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
(5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、監督員と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6) 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書(工費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。)を作成する。
(7) 基本設計内容の監督員への説明等		基本設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を監督員に提出し、監督員に対して、設計意図(当該設計に関する設計者の考え。)及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

必要な項目は、以下のアからオまでに掲げるもののうち■印のものとする。

ア 次に掲げるものを内容とする計画説明書及び設計概要書の作成

- 建築（意匠）の計画概要及び設計概要
- 建築（構造）の計画概要及び設計概要
- 設備の計画概要及び設計概要
- 仕様概要書及び仕上げ表
- 設計経過
- 工事費概算書
- 工程計画の概要（工事予定工程表含む）
 - 新築・改築・増築における工事予定工程表は、（一社）日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラムを活用し作成する。
 - 建物の用途・規模・施工条件等により適切に工事予定工程表を作成する。

イ 次に掲げるものを内容とする基本設計図の作成

- 実施設計の基本となる配置図、各階平面図、立面図、断面図及び設備概要図

ウ その他基本設計に必要な業務

- 環境配慮チェックシートの作成
- 「町田市公共施設脱炭素化推進ガイドライン」(以下、ガイドラインという。)への検討結果報告書の作成
- 検討項目 ・ガイドラインの表1、表2、表3に配慮した計画(一次エネルギー消費量の削減率による各工事概算費用の算出を含む)。
・木材の利用(内装等の木質化)
- リサイクル計画書の作成
- 「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」(最新版を適用のこと)に基づく(ア)から(ウ)までのチェックリストを作成(リサイクル計画書に添付)し、あらかじめ監督員に説明を行い、確認を受けた上で提出しなければならない。
また、環境物品等については、これを使用した設計を原則とし、設計内容を踏まえて採用する品目を検討する。
 - (ア)環境物品等(特別品目)使用予定チェックリスト(東京都都市整備局)
 - (イ)環境物品等(特定調達品目)使用予定チェックリスト(東京都都市整備局)
 - (ウ)環境物品等(調達推進品目)使用予定チェックリスト(東京都都市整備局)
- 景観条例等に基づく必要な図書の作成及び申請業務
 - 新築・改築・増築設計における景観条例等に基づく必要な図書の作成に当たっては、以下の基準に基づき作成する
 - ① 町田市景観計画
 - ② 町田市公共事業景観形成指針
 - ③ 大規模建築物等景観形成指針(東京都都市整備局)
 - 設計内容の適正化及びコスト管理チェック表《基本設計》の作成
- 設計レビューへの協力業務(別記による)
- 打合せ記録簿(監督員、建築確認申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ)の作成
- 成果物の電子データを収めたCD-R等の作成

エ 追加業務

- 透視図の作成
 - 外観 鳥瞰図.....枚、見上げ図.....枚
 - 内観.....枚(サイズ.....、特記事項.....)
- 模型製作
 - 縮尺(.....)、主要材料(.....)
 - ケースの有無(.....) 材質(.....)
- 省エネルギー計算書の作成(モデル建物法 BPI_m/BEI_m)
建築物省エネ法(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)の基準への適合が必要な新築、改築、増築
- 設計VEへの協力業務(別記による)
-

オ 特別依頼業務

■ 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の登録

- デジタルテレビ放送受信障害予測調査（机上調査、報告書）
- 石綿含有分析調査

材料の種類	箇所数	備考

※基本設計完了時に監督員に報告し、実施設計時の完了書類と併せて最終的に提出するものとする。

3 現場実態の把握

受託者は、設計に当たり、設計の対象となる敷地や現況建物、近隣等の調査を行うとともに、既存図面やしゅん功図書等を確認し、現場の実態を十分に把握の上、設計に反映しなければならない。

特に改修工事や解体工事等におけるアスベスト含有建材の有無については、現場や既存図面等を十分に調査の上、設計に反映するものとし、別に分析調査等が必要な場合は監督員と協議すること。

4 プロポーザル方式により設計業務を受託した場合の業務履行体制

受託者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行すること。

なお、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、予期せぬ退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の承諾を得なければならない。

5 適用基準等

受託者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。（各基準類の制定年月日については、監督員と打合せること。）

ア 共通（建築・電気設備・機械設備）

- ・ 東京都建設リサイクルガイドライン
- ・ 東京都財務局電子納品運用ガイドライン
- ・ 町田市福祉のまちづくり総合推進条例 整備基準等マニュアル

イ 建築

- ・ 東京都建築工事標準仕様書
- ・ 構造設計指針・同解説（財務局）

ウ 電気設備

- ・ 東京都電気設備工事標準仕様書

エ 機械設備

- ・ 東京都機械設備工事標準仕様書
- ・ 公共建築設備工事標準図

- ・ 建築設備設計基準
- ・ 町田市排水設備指針
- ・ ガス機器の設置基準及び実施指針
- ・ 予防事務審査・検査基準
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説

6 実施設計業務の内容

実施設計業務（以下「設計業務」という。）の内容は、下表に掲げる業務内容に基づきアからエまでとする。

また、設計成果物は、別表3のとおりとする。なお、作成図面の内訳及び縮尺は別表4の図面内訳を標準とし、その詳細は業務着手時に監督員と協議しなければならない。

	項 目	業 務 内 容
(1) 要求等の確認	① 監督員の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、監督員の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	② 設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、監督員の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変化が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、監督員と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	① 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	② 建築確認申請に係る関係機関との打合わせ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について、関係機関と事前に打合わせを行う。
(3) 実施設計方針の策定	① 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造、設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	② 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、監督員と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	③ 実施設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
(4) 実施設計図書の作成	① 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、監督員と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。 なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工期、仮設計画、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的かつ詳細に表現する。
	② 建築確認申請図書の作成	所管の官公庁等との事前の打合わせ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。
(5) 概算工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
(6) 実施設計内容の監督員への説明等		実施設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。 また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を監督員に提出し、監督員に対して、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

アからエまでに掲げるもののうち、必要な項目は■とする。

ア 次に掲げる実施設計図及び計算書等の作成

- 設計図の原図（A1 電子データ1部）

- 建築意匠設計図
- 建築構造設計図
- 仮設計画図
- 工事工程表
 - 新築・改築・増築における工事予定工程表は、(一社)日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラムを活用し作成する
 - 建物の用途・規模・施工条件等により適切に工事予定工程表を作成する
- 電気設備設計図
- 機械設備設計図
- 製本 (2 部)
- 縮小製本 (4 部)

製本(縮小版含む)は、完了検査に合格した設計図にて製本し、検査日から14日以内に提出するものとする。ただし、やむを得ない理由により提出期限を変更する場合は、監督員との協議によるものとする。
- 当該設計対象施設の工事に係る特記仕様書
- 構造計算書
- 設備設計計算書

設備設計計算書の内訳は別表5の設備設計計算書納品リストを標準とする。
- 打合せ記録簿(監督員、建築確認申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ)の作成
- 委託業務に関する協議書の作成

イ その他実施設計に必要な業務

- 施設台帳の作成

監督員から「施設台帳(エクセル様式)」(既存施設の改修工事の場合は、既存施設のデータが入力された施設台帳)を受領し、作成すること。
- 環境配慮チェックシートの作成
- 省エネルギー計画書・計算書の作成及び申請業務(モデル建物法 BPI_m/BEI_m)

建築物省エネ法(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)の基準への適合が必要な新築、改築、増築
- 「町田市公共施設脱炭素化推進ガイドライン」への検討結果報告書の作成

検討項目 ・一次エネルギー消費量の削減率を達成するための技術・設備機器等の決定

 ・木材の利用計画の決定

- リサイクル計画書の作成
- 再生資源利用計画書の作成—建設資材搬入工事用
- 再生資源利用促進計画書の作成—建設副産物搬出工事用
- 「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」(最新版を適用のこと)に基づく(ア)から(ウ)までのチェックリストを作成(リサイクル計画書に添付)し、あらかじめ監督員に説明を行い、確認を受けた上で提出しなければならない。

また、環境物品等については、これを使用した設計を原則とし、設計内容を踏ま

えて採用する品目を検討する。

(7)環境物品等（特別品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）

(4)環境物品等（特定調達品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）

(9)環境物品等（調達推進品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）

■ 景観条例等に基づく必要な図書の作成及び申請業務

新築・改築・増築設計における景観条例等に基づく必要な図書の作成に当たっては、以下の基準に基づき作成する

① 町田市景観計画

② 町田市公共事業景観形成指針

③ 大規模建築物等景観形成指針（東京都都市整備局）

□ 設計内容の適正化及びコスト管理チェック表《実施設計》の作成

■ 設計レビューへの協力業務（別記による）

□

■ 成果物の電子データを収めた CD-R 等の作成

ウ 追加業務

■ 工事費概算書の作成

※ 積算資料の作成は原則として R I B C による。(R I B C (リビック)とは、(財)建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」をいう。)

■ 数量積算書（積算根拠となる図面含む）

■ 工種別積算チェックリスト

■ 見積比較表

■ 見積書

■ 単価適用根拠（物価本等写）

■ 建築基準法等関係法令に基づく必要な図書の作成及び申請業務（別記による）

□ 仮庁舎等の仮設建築物の設計及び関係法令に基づく申請業務

■ 許認可申請図書の作成及び申請業務

..... 都市計画法による開発許可申請業務

□ 評定申請図書の作成及び申請業務

□ 省エネルギー計画書の作成及び申請業務（モデル建物法 BPI_m/BEI_m）

建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）の基準への適合が必要な新築、改築、増築

□ 建築物環境計画書の作成及び申請業務

延床面積 2,000 m²以上の新築、改築、増築

建設時 CO₂ 排出量の J-CAT（簡易版）による算定（ □含む □含まない ）

■ 緑化計画書の作成、現地調査及び申請業務

■ 透視図の作成

外観 鳥瞰図.....2.....枚、見上げ図.....枚

内観.....3.....枚（サイズ.....A2.....、特記事項.....）

■ 模型製作

縮尺（1／200）、主要材料（スチレンボード、色紙・デザイン紙貼り）
ケースの有無（有）及び材質（アクリル樹脂）

- 省エネルギー計算書の作成（標準入力法 PAL*／BEI）

改修で必要となる場合

- 国庫補助申請に係る関係資料の作成（.....省補助）

- 設計VEへの協力業務（別記による）

.....

エ 特別依頼業務

- 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の登録

- デジタルテレビ放送受信障害予測調査（別記による）

- 石綿含有分析調査

材料の種類	箇所数	備考

.....

7 現場実態の把握

受託者は、設計に当たり、設計の対象となる敷地や現況建物、近隣等の調査を行うとともに、既存図面やしゅん功図書等を確認し、現場の実態を十分に把握の上、設計に反映しなければならない。

8 適用基準等

受託者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。なお、次に示す基準等は監督員に貸与を受けること。

ア 共通（建築・電気設備・機械設備）

- ・ 東京都建設リサイクルガイドライン
- ・ 東京都財務局電子納品運用ガイドライン

イ 建築

- ・ 東京都建築工事標準仕様書
- ・ 構造設計指針・同解説（財務局）

ウ 電気設備

- ・ 東京都電気設備工事標準仕様書

エ 機械設備

- ・ 東京都機械設備工事標準仕様書
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 町田市排水設備指針
- ・ ガス機器の設置基準及び実施指針
- ・ 予防事務審査・検査基準
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説

9 電子データで提出された設計図書の利用許諾

委託者は、受託者から電子データで提出された設計図書を、当該設計による事業のため、次に利用することができるものとする。

ア 工事発注時に入札参加希望者に対し、電子データを貸与（工事費積算用）

イ 工事施工時に受注者に対し、電子データを貸与（施工図及びしゅん功図等の作成用）

10 成果物等及び提出部数

設計業務の成果物等及び提出部数は別表 1、3 による。

11 その他

本案件は、町田市工事監督規程（平成 13 年 3 月 23 日付規程第 5 号）に基づく町田市工事関連業務委託成績評定の対象である。

別記 設計レビュー

- 受託者は、設計業務の途次において委託者が設計レビュー（以下「レビュー」という。）を実施するに当たり、その実施に協力しなければならない。

ア レビューの概要

(ア) レビュー実施の時期

- a 原則として、設計業務の前期・後期の2段階とする。ただし、前期の結果によっては、中期の段階を加える場合がある。
- b 実施の詳細なスケジュールは、監督員が別途通知する。

(イ) レビュー実施期間は、各段階とも原則として1日とする。

イ レビューへの協力

- (ア) 受託者は、監督員が指示する時期までに、以下の資料を準備するものとする。

前期

-基本設計完了（2025年12月末頃）後、別表2の基本設計書を基に.....
.....レビューを2026年2月末頃までに行う。.....
-

中期

-
-

後期

-実施設計完了時（2026年6月末頃）、別表3および別表4の実実施設計図、
.....工事費概算書、透視図、模型等の資料を基にレビューを行う。.....

- (イ) 委託者がレビューを実施する際、受託者は監督員の求めに応じてレビューに出席し、説明の補助をするものとする。

ウ レビュー事項の取扱い

- (ア) 受託者は、監督員の指示により設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うものとする。
- (イ) 受託者は、監督員の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を監督員に報告し指示を受けるものとする。

別記 計画通知等申請図書の作成及び申請手続き業務

- 受託者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴う建築基準法等関係法令に適合させた図書の作成を行い、申請手続きを行わなければならない。

ア 計画通知等の申請図書の作成

- (ア) 受託者は、その責任において建築基準法等関係法令に適合する図書を完成させなければならない。
- (イ) 計画通知やそれに伴う許認可、構造計算適合性判定及び省エネ適合性判定（以下「計画通知等」という。）の申請後、「適合しない旨の通知」若しくは「決定できない通知」等が交付された場合などの設計内容のかしは、受託者の責任において、修補しなければならない。
なお、これらにかかる再申請の手数料は、受託者の負担とする。
- (ウ) 計画通知に先立ち、都市計画法に基づく開発許可申請、宅地造成及び特定盛土等規制法に関する事前相談や福祉のまちづくり総合推進条例に基づく申請手続き等を遅滞なく完了させること。

イ 計画通知等の申請手続き業務

- (ア) 受託者は、計画通知等の申請手続き（提出、説明、照合、受領業務）を行わなければならない。
- (イ) 構造計算適合性判定を伴う場合について、指定構造計算適合性判定機関は、監督員と協議の上、決定するものとする。
- (ウ) 省エネ適合性判定を伴う場合について、登録省エネ判定機関は、監督員と協議の上、決定するものとする。
- (エ) 構造計算適合性判定の申請は、原則として、計画通知の審査期間における意匠審査、設備審査、構造審査を受けた後、指摘事項に対しての修正後に行うものとする。
- (オ) 当初の計画通知の申請手数料は、「1. 5 建築基準法に基づく計画通知の要否」による。
- (カ) 構造計算適合性判定及び省エネ適合性判定の申請手数料は、受託者の負担とする。

別表 1 (基本設計成果物納品リスト)

成 果 物 等	部 数	電子データ	備 考
■ 業務実施計画書	1 部	○	
■ 業務完了報告書	1 部	○	
■ 基本設計書 (別表 2 に掲げる成果図書) 製本	部	○	
■ 環境配慮チェックシート	1 部	○	
■ 「町田市公共施設脱炭素化推進ガイドライン」への検討結果報告書	1 部	○	
■ リサイクル計画書	1 部	○	
■ 環境物品等チェックリスト	1 部	○	
■ 景観条例等に基づく必要な図書	1 部	○	
□ 設計内容の適性化及びコスト管理チェック表《基本設計》	1 部	○	
■ 設計レビュー資料	1 部	○	
■ 打合せ記録簿 (監督員、建築確認申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ)	1 部	○	
■ PUBDIS 登録書 (写し)	1 部	○	PDF
■ 成果物の電子データを収めた CD-R 等	2 部	○	
□ 透視図	1 部	○	
□ 模型・写真 (カット)	1 部	○	
■ 省エネルギー計算書	1 部	○	
□ 設計 VE 資料	部	○	
□ デジタルテレビ放送受信障害予測調査報告書	1 部	○	
□ 石綿含有分析調査報告書	1 部	○	

※ 必要な成果物の部数を記入し、電子データが必要なものは○印をつける。

別表 2 (基本設計書)

設計の種類		成果図書
(1) 総合		①計画説明書 ②設計概要書 ③仕上表(概略) ④面積表及び求積図 ⑤敷地案内図 ⑥配置図 ⑦平面図(各階) ⑧立面図 ⑨断面図 ⑩透視図の写し(鳥かん・外観・室内等で作成の場合) ⑪設備計画図 ⑫工事費概算書 ⑬工事予定工程表 ⑭仮設計画概要書 ⑮各種技術資料
(2) 構造		①構造計画説明書 ②構造設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
(3) 設備	(i) 電気設備	①電気設備計画説明書 ②電気設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
	(ii) 給排水衛生設備	①給排水衛生設備計画説明書 ②給排水衛生設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
	(iii) 空調換気設備	①空調換気設備計画説明書 ②空調換気設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
	(iv) 昇降機等	①昇降機等計画説明書 ②昇降機等設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
(4) その他		①その他検討資料

(注)

- 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 3 「①計画説明書」は、設計趣旨及び計画概要に関する内容。
- 4 「②設計概要書」は、仕様概要及び設計方針(各種比較検討等の検証含む)に関する内容。
- 5 (2)及び(3)に掲げる成果図書は、(1)に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
- 6 「(iv)昇降機等」には、機械式駐車場を含む。

別表3 実施設計成果物納品リスト（その1）

	対象	成果物等	提出部数	電子データ	仕様・備考
業務実施計画書	■	委託概要	2	○	
		設計業務体制及び技術者届			
		設計方針			
		設計業務工程表			
		その他			
設計図書	■	設計図の原図（A1）	1	○	電子データ版
	■	製本	2		
	■	縮小製本	4		
	■	特記仕様書	1	○	
計算書	■	構造計算書	1	○	
	■	設備設計計算書	1	○	
積算	■	工事費概算書	1	○	RIBCデータ
	■	数量積算書	1	○	
	■	工種別積算チェックリスト （積算根拠となる図面含む）	1	○	
	■	見積比較表	1	○	RIBCデータ
	■	見積書	1		
	■	単価適用根拠（物価本等写）	1		
行政届出	■	建築基準法等関係法令に基づく図書	各1	○	
	■	許認可申請図書	1	○	
	□	評定申請図書	1	○	
	■	省エネルギー計画書	1	○	
	□	建築物環境計画書	1	○	
	■	緑化計画書	1	○	
業務書類	■	打合せ記録簿（監督員、建築確認申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ）	1	○	
	□	検討結果報告書	1	○	
	■	PUBDIS 登録書（写し）	1	○	PDF
業務完了報告書	■	設計概要	1	○	
		業務結果内容			
		業務工程表（実施を朱書き）			
		納品書			
		協議書			
		その他			

※（必要な成果物を■にして提出部数を入力し、電子データが必要なものは○印をつける）

※設計図書：設計図電子データは、Jw_cad、dxk、PDF形式でそれぞれ提出する。

（他形式の図面データを、Jw_cad形式に変換する場合、誤記・図の欠損等の確認修正を行う。）

別表3 実施設計成果物納品リスト (その2)

対象	成果物等	提出部数	電子データ	仕様・備考
■	施設台帳	1	○	
■	環境配慮チェックシート	1	○	
■	リサイクル計画書	1	○	
■	再生資源利用計画書ー建設資材搬入工事用	1	○	
■	再生資源利用促進計画書ー建設副産物搬出工事用	1	○	
■	環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト(東京都都市整備局)	1	○	特別品目を選択した場合
■	環境物品等(特定調達品目)使用予定(実績)チェックリスト(東京都都市整備局)	1	○	調達推進品目を選択した場合
■	環境物品等(調達推進品目)使用予定(実績)チェックリスト(東京都都市整備局)	1	○	特定調達品目を選択した場合
■	景観条例等に基づく必要な図書	1	○	
□	設計内容の適正化及びコスト管理チェック表 《実施設計》	1	○	
■	設計レビュー資料	1	○	
■	成果物の電子データを収めたCD-R等	2		
■	透視図	5	○	JPEG (外観2・内観3)
■	模型・写真(カット程度)	1	○	JPEG
□	省エネルギー計算書(改修で必要となる場合)	1	○	省エネルギー計画書と同様
□	国庫補助申請に係る関係資料	1	○	
□	設計VE資料	1	○	
□	デジタルテレビ放送受信障害予測調査報告書	1	○	
□	石綿含有分析調査報告書	1	○	
■	「町田市公共施設脱炭素化推進ガイドライン」への検討結果報告書	1	○	

※(必要な成果物を■にして提出部数を入力し、電子データが必要なものは○印をつける)

別表4 「図面内訳（標準）」

		図 面	標準縮尺	備 考
建築設計図	意匠	表紙 図面目録 特記仕様書 敷地案内図 敷地求積図 配置図 面積表 仕上表 平面図（各階） 立面図（各面） 断面図 矩計図 詳細図 （平面詳細図） （断面詳細図） （部分詳細図） 展開図 天井伏図 建具キープラン 建具表 工作物等詳細図 外構平面図 外構詳細図 植栽図 仮設計画図（指定仮設） 仮設計画図（参考図） 工事工程表 各種計算書 その他計画通知申請に必要な図面	1/3000 1/600（500） 1/100（200） 1/100（200） 1/100（200） 1/20（30） 1/20（30） 1/50(100) 1/100（200） 1/200 1/50（100） 1/200 1/20(30,50)	図面枚数が少ない場合は省略 同上 必要に応じて建物求積図を作成する。 必要に応じ 1/2、1/3、1/5、1/10 又は 1/50 を用いることができる。 配置図又は外構図と組み合わせることができる。 必要に応じ 1/300、1/500 又は 1/600 を用いることができる。 外構図と組み合わせることができる。 参考図と組み合わせることができる 必要に応じて図面に記載する
	構造	構造共通図 杭・基礎・基礎梁・床版伏図 各階伏図 軸組図 断面リスト 配筋リスト 配筋詳細図 標準詳細図 基礎配筋図 各部配筋図 鉄骨詳細図 各種計算書 その他計画通知申請に必要な図面	1/100（200） 1/100（200） 1/100（200） 1/30（50） 1/20（30） 1/20（30） 1/30（50） 1/30（50） 1/20（30）	 必要に応じて図面に記載する

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

		図 面	標準縮尺	備 考
電気設備設計図	電気	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 全体配置図 その他計画通知申請に必要な図面 屋外設備配線図（平面図） 機器仕様書 機器姿図 結線図 機器配置・配線図（平面図） 系統図、システムブロック図 空配管図（平面図） 分電盤回路表 制御盤回路表 その他「通信・情報」に掲げる図表	縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。	図面枚数が少ない場合は省略 同上
	通信・情報	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 全体配置図（平面図） 屋外設備配線図（平面図） 機器仕様書 機器姿図 系統図、システムブロック図 構内配線図 （通信・情報設備空配管図） 機器配置図（平面図） 機器設置場所一覧表（卓上電話機等の固定設置しない機器がある場合） その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。	図面枚数が少ない場合は省略 同上

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

		図 面	標準縮尺	備 考
機械設備設計図	給排水衛生・ガス	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図 機器表 器具表 系統図 屋外設備図 平面図（各階） 詳細図・断面図 その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上 便所・機械室等
	空調	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図 機器表 系統図（ダクト） 平面図（ダクト）（各階） 系統図（配管） 平面図（配管）（各階） 自動制御設備 機器表・システム図・動作ブロック図・平面図（各階） 詳細図・断面図 その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上 必要に応じて屋外設備図を作成 必要に応じて屋外設備図を作成 機械室等
	昇降機	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図 仕様一覧表 平面詳細図 出入口詳細図 昇降路断面図 かご室内詳細図 監視設備詳細図 設置平面図・設置断面図 その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上 機械室平面図含む 監視盤図、配線図等含む エスカレーター設備の場合

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

別表5 設備設計計算書 納品リスト

下記について、本設計で該当するものについて作成する。

なお、改修工事で影響を受ける既存部分等(空調部分改修での熱源容量や給水部分改修における全体水圧計算等)についても作成する。

但し、軽微であるものについては監督員の承諾を得て省略する事ができる。

書式は、あるものについては原則として『建築設備設計計算書作成の手引 令和6年版』(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課 監修 (社)公共建築協会 編)による。

上記書式により難しいもの及び書式の無い物については協議による。

提出部数は、紙・PDF・元データ(Excel,CADデータ等)各1部とする。

※メーカー見積りは紙及びPDFのみとする。

No.	成果物等	CHK欄
1	設備設計 計算書	設計条件
2		1次側(熱源)配管系統図
3		ボイラー廻り配管系統図(温熱源がボイラーの場合)
4		2次側配管系統図(開放式膨張タンクの場合)
5		ダクト系統図
6		熱負荷計算(集計含む)
7		熱源機器の算定
8		エアバランス(空気収支の算定)
9		空気調和機の算定(空気線図含)
10		ファンコイルユニットの算定
11		パッケージ形空気調和機の算定
12		マルチパッケージ形空気調和機の算定
13		GHP式空気調和機の算定
14		屋内機の算定
15		冷熱源機器の算定
16		冷却塔の算定
17		温熱源機器の算定
18		熱源付属機器の算定
19		水蓄熱システムの算定
20		現場施工形氷蓄熱システムの算定
21		煙突・煙道の算定
22		全熱交換器の算定
23		空気清浄装置の算定
24		冷温水1次配管の算定(冷温水1次ポンプ系)
25		配管(全揚程)の算定(冷温水1次配管の算定)
26		冷温水2次配管の算定(冷温水2次ポンプ系)
27		配管(全揚程)の算定(冷温水2次配管の算定)
28		冷却水配管の算定(冷却水ポンプ系統)
29		配管(全揚程)の算定(冷却水配管の算定)
30		ポンプの算定(空調用ポンプ)
31		開放形膨張タンクの算定
32		密閉形隔膜式膨張タンクの算定
33		吹出口の算定

34		吸込口・排気口の算定	
35		ダクトの算定	
36		室内防音計算	
37		換気量の算定	
38		送風機の算定	
39		排煙量・排煙口の算定	
40		排煙ダクトの算定（ダクト抵抗計算）	
41		設計条件	
42		給水設備配管系統図	
43		排水設備配管系統図	
44		屋内消火栓設備配管系統図	
45		給水量の計算（人員により生活用水を算定する場合）	
46		給水引込管の管径算定（高置タンク方式）	
47		揚水管の算定（高置タンク方式の場合） （揚水管系統図）	
48		タンク・揚水ポンプ・揚水管（高置タンク方式）	
49		給水配管の算定（高置タンク方式の場合） （高置タンク以降の給水立主管系統図）	
50		給水配管の算定（摩擦抵抗による管径算定） （配管の摩擦抵抗による管径算定の場合）	
51		給水配管の算定（摩擦抵抗による管径算定） （均等表による場合）	
52		給水配管の管径算定（高置タンク方式） （摩擦抵抗による管径算定）	
53		給水量の算定（給水器具数により生活用水を算定する場合）	
54		給水引込管の管径算定（ポンプ直送方式）	
55		タンク・給水ポンプユニット（ポンプ直送方式）	
56		給水立主管の算定（ポンプ直送方式の場合） （給水タンク以降の給水立主管系統図）	
57		給水配管の管径算定（ポンプ直送方式） （摩擦抵抗による管径算定）	
58		水道用直結加圧形ポンプユニット（水道直結増圧方式）	
59		給水立主管の算定（水道直結増圧方式の場合） （水道本管以降の給水立主管系統図）	
60		給水配管の管径算定（水道直結増圧方式） （摩擦抵抗による管径算定）	
61		湯沸器等	
62		貯湯タンク（洗面・湯沸室用として利用する場合）	
63		貯湯タンク（厨房用として利用する場合）	
64	衛生	給湯設備（浴場）配管系統図	
65		給湯用循環ポンプの算定（配管系統図）	
66		貯湯タンク（浴場用として利用する場合）	
67		ヒートポンプ給湯器（洗面・湯沸室用として利用する場合）	
68		配管の管径算定（給湯管）	
69		給湯用膨張・補給水タンクの算定	
70		給湯用循環ポンプ	
71		循環ろ過装置・加熱用熱交換器	
72		排水ポンプの算定（雑排水槽配管系統図）	
73		排水ポンプ	
74		配管の管径算定（排水管）	
75		阻集器（グリース阻集器（工場製造型）容量の算定）	

76		阻集器（オイル阻集器（工場製造型）容量の算定）	
77		屋内排水配管・通気配管の算定（基準階便所配管系統図）	
78		排水配管・通気配管（横枝管）	
79		屋内排水立て管・通気立て管の算定（排水・通気立て管系統図）	
80		排水配管・通気配管（立て管）	
81		屋外排水配管の算定（配管系統図）	
82		屋外排水配管の算定	
83		浄化槽設備	
84		屋内消火栓用ポンプの算定（配管系統図）	
85		屋内消火栓用ポンプ及び水槽容量の算定	
86		消火配管の算定	
87		液化石油ガス設備（液化石油ガス配管系統図）	
88		液化石油ガス設備（ガス配管の算定）	
89		非常時の必要水量等の算定	
90		圧損計算書	
91		流速計算書	
92		照度計算書	
93		輝度計算書	
94		照明制御装置による消費電力削減効果の評価	
95		電灯設備負荷容量集計表	
96		動力設備負荷表	
97		動力設備負荷容量集計表	
98		高調波流出電流計算書	
99		電路計算書（幹線・分岐配線）	
100		ケーブルラック計算書	
101		短絡電流計算書	
102		変圧器容量計算書	
103		力率改善用コンデンサ容量計算書	
104		直流電源装置計算書	
105		非常用発電設備計算書	
106		太陽光発電設備計算書	
107		風力発電設備計算書	
108		構内情報通信網設備スイッチ能力計算書	
109		交換装置容量計算書	
110		拡声設備増幅器定格出力計算書	
111		テレビ共同受信設備計算書	
112		監視カメラ設備録画装置容量計算書	
113		しゃ断器（MCB）しゃ断容量計算書	
114		盤等耐震計算書	
115		基礎構造計算書	
116		想定受電電力計算書	
117	システム比較	比較表	
118		イニシャルコスト積算条件書	
119		単価資料	
120		数量資料	
121		イニシャルコストまとめ	

122		比較表	ランニングコスト積算条件書	
123			単価資料	
124			数量資料	
125			ランニングコストまとめ	
126	設備全体		設備改修前後のエネルギー使用合理化期待効果比較(原油換算kl) ^{※1}	
127	その他		関係機関提出資料	

本紙を目次とし、ファイルに綴じ提出する事。尚、各項目カラー見出しをつけること。

※1:照明設備、空気調和設備設備等の改修を含む場合のみ

基本・実施設計留意事項

○設計趣旨

- ・地域内の年少人口が多いにもかかわらず施設総数が不足しているエリアに、市内5地域に1箇所ずつある「子どもセンター」を補完する施設として、「子どもクラブ」を整備する。
- ・子どもとその保護者が日常の居場所として、自由に遊び、くつろぎ、様々な活動をして過ごすことのできる施設を創設する。
- ・子どもの世代間交流や保護者同士の交流、並びにプログラム活動等を通じた地域住民との交流を育むことのできる拠点となることを目指す。

○設計留意事項

- ・下記で求める諸室の機能に加え、子どもが自由な発想で遊び、学ぶことのできる空間、仕掛けを充実させる。
- ・隣接地である金井遊歩公園の自然や環境に配慮しつつ、公園（整備地北側の東屋付近）と子どもクラブのスムーズな相互アクセスや敷地の傾斜を活かした子ども施設らしさのある外観及び意匠とする。なお、エレベーターは高額なため、配置を必要としない計画が望ましい。
- ・敷地面積が限られることから、原則、平屋建てにすることでエレベーターや階段に要するスペースを省き、子どもの居場所を最大限に確保する。
- ・敷地条件を最大限活かしながら整備費用の縮減を図る。整備地の東側に向かうほど傾斜が厳しくなるため、建物を前面道路側に寄せることで、掘削する土量を抑える計画とする。また、公園との一体性、周辺地域や住民への景観上の圧迫感、コストに配慮し、鉄筋コンクリート造による建物土留めを原則とする。
- ・設計段階で、町田市公共事業景観形成指針 に基づく景観協議（フローB）を行うことを前提とし、児童青少年課及び営繕課と調整の上、協議資料の作成等を行う。

○各室等面積表

建物面積：延べ面積 500㎡以内

内 部	遊戯室（収納も含む）	120㎡程度
	集会室	90㎡程度
	乳幼児室（授乳室・収納も含む）	70㎡程度
	防音室	10㎡程度
	事務室（休憩室も含む）	30㎡程度
	風除室・玄関・倉庫・ベビーカー置場・トイレ（みんなのトイレも含む）	適宜
外 部	駐車場	障がい者用1台

駐輪場	20台以上
園庭	可能な限り設ける
室外機置場（内部も可）	適宜
近隣の町内会が防災倉庫を設置するためのスペースを確保する	

○各室の留意事項

□遊戯室

子どもが体を動かす遊び（卓球、ドッジボール、なわとび、ダンス等）を行う室。

- ・バスケットボールやバドミントンを行うため、一定の天井高さを確保する。
- ・壁面等を利用した遊具（ボルダリング等）を設ける。

□集会所

子どもがくつろいで過ごしたり、思い思いの活動（創作活動、ボードゲーム、学習、読書、調理活動等）を行ったりする室。

- ・子どもやその保護者世代が集い、交流する場所としてソファやテーブルなどを設ける。
- ・自習や調べ学習、落ち着いて読書ができる場所として、「学習コーナー」「図書コーナー」を設ける。また、十分な図書の配架スペースを設ける。
- ・創作活動やボードゲームが行える場所として、「活動室」「多目的コーナー」を設ける。
- ・簡単な調理活動を行う場所として、「オープンキッチン（IHタイプ）」を設ける。

□乳幼児室

乳幼児およびその保護者のみが過ごすことを想定した専用室。

- ・乳幼児およびその保護者が気兼ねなく利用できるよう、他諸室とは分離する。
- ・特に音や振動が響かないよう、遊戯室との配置に配慮する。
- ・乳幼児が這いまわったり素足で利用したりすることを想定し、床暖房設備を設置する。
- ・「授乳室・調乳室」を内部に併設する。

□防音室

ピアノや楽器、歌の練習等をする室。

- ・遮音・吸音により他室への影響に配慮する。

□事務室

施設管理者が運営事務（受付、館内設備の管理、相談対応等）を行う場所。

- ・事務室からは可能な限り諸室が見渡せる配置とする。
- ・利用者の個人情報保護の観点から PC やキャビネットの配置等に留意する。
- ・玄関から視認できる位置に受付カウンターを設ける。
- ・休憩室、給湯室、洗濯コーナー等を併設する。

□玄関

- ・出入口を 1 箇所絞ることで利用者動線を集約し、入退館時の管理をしやすくする。
- ・郵便受け、ベビーカー置場、下足入れを設ける。
- ・玄関は広い面積を確保し、手洗いを設ける。
- ・玄関付近にパンフレット置場を設ける。
- ・不審者等に対するセキュリティ対策を行う。
- ・音声誘導設備等を設ける。

□その他

- ・室内に給水機、自動販売機の設置スペースを設ける。
- ・機械警備や防犯カメラ、学校 110 番を設置する。
- ・屋外照明は前面の歩道や公園との接続路を照らせるよう設置する。
- ・男女トイレのほか、バリアフリースイッチ及び親子トイレ（乳幼児を連れた保護者の利用を想定）を設ける（併設可）。